

政令第十四号

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年六月三十日とする。

理 由

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。